

昭和三十七年三月二十二日(木曜日)
午前十時三十五分開会

委員長	大河原一次君
理事	

大河原 一次君
田中 清一君
徳永 正利君
武内 五郎君
稲浦 鹿藏君
小沢久太郎君

三木興吉郎君	米田正文君	内村清次君	木下友敬君	田中一君	田上松備君	村上義一君
--------	-------	-------	-------	------	-------	-------

國務大臣	建設大臣	國務大臣	政府委員
	中村 梅吉君	藤山愛一郎君	

經濟企画 政務次官	菅 太郎君
經濟企画 庁総 合開発局長	曾田 忠君
建設省河川局長	山内 一郎君
事務局側	

農林省農地 局參事官	富谷 彰介君
常任委員 會專門員	武井 篤君
説明員	

○水資源開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○連合審査会の開会に関する件

○委員長（大河原 次君） ただいまから建設委員会を開会いたします。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、要求資料が提出されておりま
すので、これについて説明を願いま
す。

○政府委員(曾田忠君) お手元に水資源開発審議会委員の名簿の資料と、それから昭和三十七年度水資源開発公社予算案、もう一つ、水資源開発関係政令制定状況という三つの資料を御提出申し上げます。

初めに水資源開発審議会委員等の名簿の資料でございますが、これはまず水資源開発審議会委員の任命は二月十九日に行なわれたわけでございます。委員の数といたしましては十五人以内

になっておりますが、十五人全部が任命されております。大体、委員の任命の考え方といたしましては河川管理、あるいは水の供給という側と、それから水の需要側、工業用水、農業用水、

上水用水という需要側、もう一つは中立的な立場と申しますか、そういう立場の方ということを勘案いたしまして任命されたと考えております。

それから二番目は「総裁となるべき者の指定」、これは二月二十三日に進藤

武左衛門さんに指定がされたわけでございます。

それから「設立委員の任命」でございますが、それは三月十六日でございます。関係各省の事務次官を設立委員といたしまして任命されたわけでございます。

次に、三十七年度の水資源開発公団
予算案につきまして御説明申し上げます。

収入といしましては政府の出資金が三億円でございます。それから交付金、これは治水部分に相当するものでございますが、十二億七千六万九千円ということでございます。補助金、工業用水の補助金でございまして、六千六十万円。それから借入金といたしまして資金運用部資金が七億五千万

円、公募債の借入金が四億円、合わせて借入金といしまして十一億五千万円、負担金、これは今まで矢木沢、下久保等で東京都あたりが上水道の負担金を出っておりますその負担金

千円、それから電気事業者の受託金といたしまして三億百九十二万八千円、事業外収入といたしまして利息収入が三百万円、雑収入が二百万円、合わせ

て五百万円、トータルといたしまして四十一億四千五百七十五万一千円というのが収入でございます。

支出といたしましては、事業費が三

十八億五千百三十四万九千円、一般管理費等が二億九千四百四十万二千円、

合計四十一億四千五百七十五万一千円。

次の紙が大体事業の個所別の予算等を書いておるわけでございまして、まず水系名とそれから事業名で、公団で行ないます事業費と、それから事業費

のいわゆる財源といいますが、その内訳を書いた表でございます。利根川につきましては矢木沢ダム、下久保ダム、上部導水路、埼玉合口堰を合わせましたものになっておりまして、合計

が二十九億九千六百万円、そのうち治水部分といたしまして交付金が十一億五千四百三十四万六千円、先ほど申し上げました負担金が十億五千八百十五万四千円、それから出資及び借入金といたしまして五億、電気事業者の受託金といたしまして二億八千三百五十万、これが利根川の関係の事業費でござ

ざいます。淀川は、高山ダムと淀川の
下流の長柄可動堰、この二つの事業と
いたしまして、その両方の事業費が七
億五千五百三十四万九千円、このうち
治水分の交付金が一億一千五百七十二

万三千円、可動堰の工業用水の補助金が六千六十万円。それから出資、借入金といったしまして五億六千五十九万八千円、電気の受託金といったしまして、一千八百四十二万八千円。次が調査費

でございまして、これが一億。あと一般管理費等で二億九千四百四十万二千円でございます。

その次の紙は、利根川水系と淀川水

系につきまして、ダム等の現在すでに完成している分、あるいは工事中のもの

の、あるいは計画中のもの、そういうものを地図にした資料でございます。以上で、とりあえず公団の予算関係の三案の御説明を終わりました、次は、水資源開発関係政令制定状況というものでございます。

第二番目は、水資源開発促進法に基づきます水資源開発審議会規定の問題でございますが、これは昨年の十一月二十七日に公布されております。次は、水資源開発公団法の施行期日を定

める政令でございます。これはことしの二月十五日に政令を公布いたしまして、二月の十六日から施行するといふふうに定められております。それから三番目は水資源開発公団登記令、これは二月十九日に公布されております。次は、水資源開発債券令案でございますが、一応法制局の審議はすでに終了

しておりますが、制定の時期等は、まあ債券の発行の時期等にとらみ合わせまして、公布いたしたいというふうに考えております。第五番目は、その他の水資源開発公団法に委任されてお

まず政令関係を一括した公団法の施行令でございしますが、これを一応お手元に粗案として提出申し上げております。大体の進行状況は、この粗案に基づきまして、法制局の第一読会を終

わっております状況でございますが、特
にお若干の修正等がございますが、特
にこの際申し上げておきたいことは、
相当なものが政令に委任されておるわ

けでございますけれども、まだ若干、各省との意見の調整ができていないと

ころもございまして、その部分を待ちますと、施行令の全体の制定がおくれます関係上、まともになりましたものにつぎまして、とりあえず三月末までに制定をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、簡単にございしますが、終わります。

○委員長(大河原一孝) それでは、前回に引き続きまして、質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田上松衛君 藤山長官にお伺いいたします。公団の資本金、すなわちそれは政府の出資金ですが、その額を当面三億円が適当と認定された根拠は、――

まあ言いかえしますならば、三億円算定の理由ないし根拠、これをひとつ御説明願いたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今回、公団発足にあたりまして初度調升の費用が相当必要だと思ひます。将来、それぞれの企画によって出資金を考えますことは第二段といたしまして、一応、そういう意味において三億円を要求いたしましたわけでございします。

こまかい内容等につきまして、事務局から御説明いたさせます。

○政府委員(會田忠君) お答えいたします。公団の出資金の問題でございしますが、これも、一昨日の委員会におきましてお答えいたしておきましたように、いろいろな経緯があつたわけでございしますが、とりあえずの措置といたしまして、公団の発足にあたりまして相当の初度調升費をみないことには、職員住宅とか、建物の借り上げとか、いろいろの費用が要するということが、この公団の出資金といたしました大きな理由であり、また金額も一応、そういうような目安に基づきまして三億円というのを御決定いただいたわけでございます。

いろいろそれ以外の考え方といたしましては、やはり公団といたしまして、いろいろな複雑な事業をやるわけでございます。何といひますか、公団の運営の円滑、安定という意味におきましても、資金が要するという関係で、一口に言つて、こういう今後の公団の運営の円滑化ということ、とりあえずただいま申し上げた三億円の出資金をお願いしたわけでございします。

○田上松衛君 私が伺っている要点が違ふのです。私は、これを資本金が要するのだ、そしてそれは当面政府が全額を出すのだ、そういうことはわかるほどわかり切つてゐるのです。ただ、お伺いをしてゐる点は、三億円というものをばき出したその根拠をお伺いしているわけなんです。どこから積み上げて、あの三億円という数字が出たのかという、その点をお伺いしているわけなんです。質問に答えて下さい。

○政府委員(會田忠君) 先ほど申し上げましたように、この公団のとりあえずの初度調升費といふものは、初年度におきましては、大体一億円程度と考へております。しかしながらその出資金の理由は、必ずしも初度調升費だけをまかなひませず、先ほど言ひましたように公団の運営の円滑化といふことも大きな問題でございしますので……。

○田上松衛君 いやそれをお伺いして数字を出した根拠をお聞きしているわけなんです。どういふ算定だったか。根拠があるはずでしょう。大体一億円を見込んでゐるとか何とかいうことになしに、これこれだからこれだけ要するのだという、その算定の根拠をお聞きしてゐるわけなんです。

○政府委員(會田忠君) 算定の根拠といひますか、といたしまして申し上げられるのは、大体三十七年度におきましては、初度調升費に一億というのをわれわれは考へております。これは先ほど何回も申し上げましたように、この出資金といひますものは、その初度調升費だけについて考へるべきものでなくて、今後の公団の事業の円滑化といふことも当然頭に入れなければならぬといふことで、できるだけ率直に申し上げますと、出資金は多いほうがいいわけでございますけれども、そういう公団のまだ発足早々でございしますし、具体的にどういふ資金計画がいかにいふことも、まだ基本計画も未確定なところでございますので、はっきりした数字は実は出せなかつたわけでございます。その初度調升費として一億、それ以外に今後の公団の運営といふことを考へまして、とりあえず三億といふことをお願いしているわけなんです。

○田上松衛君 くだいようですが、淀川についてどうだ、利根川についてどうだといふような各河川に対する開発のために、これこれを今年度に進めたからこれだ、というところなんでしょう。それで了解すればいいんですか。

○政府委員(會田忠君) お説のとおりでございます。三十七年度に行ないます事業は、現在建設省で行なつてお

ります事業をそのまま引き継ぐわけでございます。引き継ぎの事業のやり方でも、今までどおりのやり方を行なうという考へを持っておるのでございまして、先生お話のとおり、淀川あるいは利根川の三十七年度で行ないます事業に要する資金の問題ではございませ

○田上松衛君 この際、意見は抜きにいたしまして、次の質問を申し上げます。と大体わかつていただくと申すんですが、たとえば料金金の点に入つてみて、農業用水あるいは工業用水、上水道用水等、当面必要な水量を、どの程度にお見込みになつておるか、そしてその料金は、どれくらいが適当だろうといふようなお考へを持っておられるのか、これは長官からお聞きしたほうがいいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のように、この水資源公団が仕事を始めて参りまして、できるだけ、何と申しますか、安い、あるいは受益者における負担が増大しないようにやることは望ましいことなのでございまして、そういう点を考へますと、ある程度政府が出資をいたしまして、そして農業関係、その他水資源の利用、それに対する料金といふものを考へる必要があろうかと思ひます。

ただ、財政事情等の関係もございまして、愛知公団が発行いたしましたときに、必ずしも資本金が十分でなかつたわけでもございまして、そういう意味から申しますと、われわれとして、大蔵省に對しても、できるだけそういう趣旨を説明いたしまして、率直に申し上げますと、もう少し多額の金額を出していただくようお願いしたわけ

でございますが、なかなか、諸般の事情等もあり、愛知公団の例もありますので、やれるのじゃないかというふうなお話もございまして、この程度に話し合いをつけたのでございします。しかし、これが将来やはり一つの例となつて、そういう意味における資金の出資の道が開けていく、こういうふうなふうになるわけでございます。

○田上松衛君 基本調査等がまだ十分なされてゐない、いろいろなそういう関係等から、確実な御予定をお伺いすることは無理だろうことは百も承知なんです。承知なんですけれども、おおよそこれを発足してやろうという段階で、少なくとも経済企画庁としては、大体、工業用水はこれぐらい必要だろう、あるいは農業用水これだけなければならぬだろう、そうすると、料金に關連しては、今まで、ただみたくに使つておつたところの農業用水等に対して高くしなくちゃいかぬから、これぐらいがいいじゃないかと、あるいは上水道用水等につきましても、今言つた、高くしちゃいかぬからどうだとか、したがって、そういう場合について、それぞれ事業者に対して、たとえば開発に要する工事費等を一部負担させることによって、料金にあらがからぬようにしようとか何とかいふような、そういうような構想はなければならぬはずだと考へるのです。

この問題は、なぜ私がこう申し上げるかと申しますと、今まで各省が、世間でも知れ切つてゐるようなお張り争ひをしまして、あつたことだといふ案を出しておつた。ほとんどつっこわしてしまふような状態になつておつたのを、かろうじて一本化して、経済企

画庁が窓口になってやるということになったのであります。そういう経過を知っておる私どもといたしましては、それぞれが出した案というものの中に、およそそういうような見当はつけないけれども、話をまとめるために、経済企画庁が取り上げてしまったというだけ程度では、全くたよりない気がするわけなんです、そういう点についてののお見込みが、規模なり水量なり料金なりと最小限度これだけやるんだ、そこで当面三億円なら三億円というものが必要になってきたんだ、という理屈があるはずだと思ふんです。そういうようなことは率直に打ちあけられて、そして若干考え直さなければならぬ点があるならば、お互いにすなおな気持でやってもいいんじゃないか、こういうような腹もありますので、それでこういう質問を申し上げているわけなんです、もっと的確にお答えできませんか。

○政府委員(曾田忠君) お答え申し上げます。先生の今お尋ねの問題は、まことにごもっともな御意見だと思っております。特にこの水資源開発、いわゆる二法案ができましたのも、先生おっしゃる趣旨かと思いますが、特に問題になりましたのは、水資源開発公団法におきます要するに各水系の基本計画というものの内容にならうかと思っております。

うものを資料としてもらっております。現在いろいろ各省と調整中でございますが、非常にむずかしい問題を全県会でおりますし、特に水資源開発審議会があるかと思っております。早急に各水系ごとに水の利用の状況というものを現在とりまとめ中でございます。一応の数字は、実は持っておりますけれども、それぞれ関係の都道府県の実情等も、私どもといたしましても、十分承知しなければなりませんので、各省の資料だけでなく、十分各都道府県知事の意見をも聞きまして、一応の予算を作りたいという段階でございます。現在、どういう状況になっているかということの御発表は、残念ながらいいたしかねる状況でございます。御了承願いたいと思います。

○田上松衛君 無理な点にまで入ってしまったので、この際、要望申し上げておきます。

長官も御記憶にあるだろうと思うのですが、この問題がずっと前に出されたときに、さっき触れましたように、各省が非常に深刻ななわ張り争いをやって、こういうような行き方では、国民の要望にこたえるなんというところは遠いということで、私は本会議におきまして、これを一本のものにしなければだめだと、この一元化を実は強く要求したわけであります。結果において、今経済企画庁が窓口になって一本化されておりますことについては、希望が達せられた感じがいたしますので、これでこそ、国民の要望にも沿えることだろうと喜んでおったわけです。ところが、せっかくここまで来たのだけれども、まだどっちかというのと、

この問題はおそきに失するくらいのこと
ななです。地盤沈下はどんどんやっ
てくるわ、いろいろな工場の分散等の
問題もあるわ、もろもろの問題がやっ

てきまして、早くかからないと間に合わないという状態、こういうような現実の問題を考えていきます時分に、この際は、企画庁は何をおいても、この問題をなるべく早く現実の事業としてやっていくように歯車を回してもらわなければ困る、そういう観点から今日の段階ではいろいろな不備や故障があるとしても、結論的には賛成しなければいかぬという考えを持っているわけですから、今お聞きしたとおり、どうも内容がまだいろいろな支障が次から次起こって、一向軌道に乗っていない点、まことに遺憾だと思っておりますので、一刻も早く、これを固めていって、強力に推進をはかっていただくように、この際要望を申し上げます。

わけであります。これは全会一致なされております。その意味において参議院だって同種の問題をやっておるわけです。

ところがこれに對しまして藤山長官は発言を求められて、「たゞいま水資源開發公団法の一部改正にあたりまして、附帯決議がございました。私といひましては、十分その御趣旨を尊重いたしましたと思ひます。」という明確な答弁をされておるわけなんです。こういう御答弁を二十八日になされていて、一昨日でしたかの私の愛知用水公団の統合に對しましては、とてもじゃないが、それは無理だという趣旨の御答弁をされたのだ。これは一体、衆議院に對してはいいかげんなその場当たりなことだけを言われたのか、この食い違ひを、一体どうしてくれるのですか。十分趣旨を尊重して善処する、という意味は、一体具体的に何ぞうなんでしょうか。

また、衆議院でも、そういうことは申し上げておりますけれども、できるだけすみやかにやっていくことは、われわれも努力して参りたいと、こう考

えております。

○田上松衛君　今すぐできないということについても、これは実はよく了解しておるのです。お話がありましたような、もろもろの問題があつて、そう直ちにはいけないだらう。しかしこれも、できるだけこれをすみやかにして、といつて、とにかくそこで愛知用水公団があつた技術、あの経験、こういうものをたっぷり持つてゐるわけですから、今度できるあやふや——あやふや——といふと言ひ過ぎになるかもしれませうけれども、何だかたよりないもので別個に進めていくというよりか、むしろそれを中心として、できる方面からあれは解きつつ、解除しつつ十の力というものは今度の公団に与え、私はそれを注入していくことが誠実だと考えるのですよ。したがって、やるとはいふのだけれども、それは時期をいつていないのだ。何かしら言ひかえるような、アメリカが沖繩返還の問題に關するようなこと、返すのは返すのだけれども、いつごろといつていないというような、あまりに政治的な意図が、どうもこの種の問題について、それを当てはめられちゃ困ると考えるわけですよ。繰り返して申し上げておくように、これは国民の要望しておることなんです。いつだろうということを、あれしておるわけなんですから、この愛知用水公団の統合の問題も、もう一ぺんぐんぐん急進するといふような御答弁が望

ましいわけなんですが、重ねてひとつ御見解を披露して下さい。

○国務大臣 藤山愛一郎君 お話のように愛知用水公団の持つております技術と経験、これを生かしていくことは、これは当然なことだと思いますが、したがって、それを十分取り入れていくということが、愛知用水公団が縮小されていきます過程においても、これは当然のことだと思います。それによって対処できると思いますが、できるだけすみやかにわれわれとして、お話しのような方針のもとに問題の解決をはかって、そうして進めていくというつもりであります。

○田上松衛君 もう一点だけ最後にお聞きしておきますが、関係都道府県との間のいろいろな話し合い、打ち合わせ、そういうようなものは円滑にいつていきますか。これも正直にひとつ教えてくださいたい。

○政府委員 曾田忠君 とりあえずの問題といたしまして、現在水系の指定につきまして、各都道府県知事の意見を求めているわけですが、これもわれわれといたしましては、ただ文書だけでなく、利根川につきましては、東京に集まっていただきまして、また淀川水系につきましては、こちらから現地におもむきまして関係者の御審議を願って、いろいろ内容を説明して参つていたわけですが、いろいろ御意見はあるようでございますが、相互に円滑にいつているというふうに考えております。

○田中一君 二十条の二の「事業の承継等」この事業の承継というものは、公示の翌日からやるのだということに法にはなっておりますが、今回特例を設けなければならぬというこの理由ですね。これは事務的なものが相当あると思うのです。

そこで承継される事業というものが、指定しようというものが全部されないものがあるというのは、どういふものかということですね。具体的にいうならば、事務的にとても間に合わないから、とりあえず都道府県がやつておるものは都道府県がやつておるものとして、そのまま残しておいて、逐次話し合いのもとに吸収していくということだと思つておりますが、これは、長官でなくてけっこうです。河川局長、それから農林省の双方から、ひとつ説明を聞かせて下さい。

○政府委員 山内一郎君 建設省の関係では、事業の承継を考えておりますのは、現在事業を実施をいたしておりますダムについて考えております。したがって利根川水系では矢木沢、下久保の二ダム、それから淀川水系では高山ダム、これらを考えております。

○説明員 富谷彰君 農林省関係の事業の引き継ぎは、これは時期がまだはつきりしていませんが、現在印旛沼の干拓事業を行なつております。これは歴年でございまして、本歴年中に引き継ぐような計画で、現在事業を進めているわけでございます。

○田中一君 これに関連する事業というものです。これはむしろこの目的は、いわゆる水の利用については二重投資を避けようじゃないか、なわ張り争いをやめて、一元的に円滑にやつていこうということ、都道府県が行なつておるところの干拓事業等もあると思うのです。

それらの事業は、どうなつておりますか。現状における話し合いというものが、これはだれに聞いたらいいのか、結局経済企画庁が主管であるけれども、直接実施するのではないんだから、結局でさう上る水資源公団の總裁にでも聞かなければ方針が明示されないと思うのですが、とりあえずこの建設の考え方として、それが経済企画庁のほうに、集約された結論というものが何かあるだろうと思つておりますが、それらのものを、どういふ工合にやつていきますか。むろんそういうものが、事業費としての予算の中には相当織り込まなければならぬ、織り込まれてくるはずのものである。しかし当面、それがあつたらば、あるいはないならば、どちらでもいいですが、こういう事業は、こうしてこれに承継していくんだという具体的な説明をしていただきたいと思つております。

○政府委員 山内一郎君 都道府県が現在やつております事業で、公団に引き継ぐものがあるかどうかという御質問だと思つておりますが、建設省関係では、その点は現在考えておりません。

○説明員 富谷彰君 農林省関係でも、府県の関係で引き継ぎを特に除外するということとはございませぬ。

○田中一君 そうすると、たとえば農業用水の水路は、幹線となるべきものだけが計画されているものであつて、したがつて、それ以外の自分の灌漑用水にしても、自分の田畑に持つていくのは、それぞれ都道府県がそれをもつて行なつておるその事業は、むろんこの事業に入らぬけれども、そういう点は、どこで区切りをつけて、どこ

までの事業を行なうということになるのですか、具体的に。

○説明員 富谷彰君 先ほど申し上げましたように、農林省関係で引き継ぎを予定しておりますのは、灌漑排水事業は現在ございまして、干拓事業だけでございまして、先生の御質疑の点は、具体的な例が実はないのでございまして。しかしながら、かりにあるとしたらば、やはり御指摘のような国営相当分を当然これは黙つて引き継ぐ。それから県営、団体営の分は、県営の一部あるいは引き継ぐか引き継がないかということは、国営事業との関連において引き継ぐということになるかと思つております。

なお、御参考までに申し上げますと、愛知用水では国営相当分、県営相当分、それから団体営相当分、これを全部一括して公団が行ないます。この水資源公団が農業用水を行なう場合には、ただいま申し上げましたように引き継ぎについては、灌漑排水事業がございませぬものですか、まだその点十分に煮詰めておりません。

○田中一君 そこで、その次の問題ですが、事業の承継に伴う人事の問題、これは大体その現場というか、その事業を担当している人たちは、全部そのまま移るのだという考え方に立つておるのか、公団が新しく任命をするのか、幅広くほうほうから人材を集めて新しく作るのか、その人は、全部そのまま承継されていくのか、その点はどういふふうに考えるのですか、建設省と農林省にお伺いします。

○政府委員 山内一郎君 現在建設省でダムを実施いたしておりますが、そこにももちろん職員がおりますが、その職員が、そのまま公団に行く場合が一番仕事かスムーズに引き継がれていいのではないかと考えております。ただし、いろいろな条件あるいは事情で、公団には行きたくないという人もあるかと思つております。そういう点をいろいろ考え合わせまして、事業の承継をスムーズにやりたい、こういうふうに考えております。

○説明員 富谷彰君 農林省関係も同様でございます。なお印旛沼干拓事業に關しましては、定員及び予算上の措置をいたしましては、十カ月分の予算を農林省に計上いたしまして、その後の分は、定員が水資源公団に行くという想定で、現在予算は処理しております。

○田中一君 それは、どういふことになるのですか。そういう点の話し合いが、当該労働組合等との話し合いが進んでおらないのですか。もっともそういうものに話をする必要がないというのか、いやな者はいやでよろしい、来た者は集めるのだという態度で臨んでいるのか、その点は解決されておるのですか。

○政府委員 山内一郎君 公団がまだ発足いたしていませんので、ただいま準備の段階でございまして、結局問題は、公団に行く、公団の職員となる者の給与、手当が問題になつてくるかと思つております。それがどういふふうになるかということ、公団ができる準備の段階におきまして、もちろん建設省においても考えていろいろやつておりますが、まだはつきりと職員の待遇という点につきまして、結論が出ていない段階でございまして、しかしその段階の途中におきま

て、いろいろ事業の承継につきまして、非常に現在ダムで働いておる諸君は、関心の深い点でございまして、こういうふうになるであらうというようなことは、いろいろ職員に話をしたりというふうな段階でございまして、まだ納得しているというふうな段階には至っておりません。

○説明員(富谷彰介君) 農林省の場合は、印旛沼と手賀沼の両方の沼の干拓事業、あわせて一つでやっております。したがって、定員関係では、両方合せて百二十四名の定員になっております。そのうちで印旛沼関係だけで申し上げますと、八十六名……。分離の仕事が残っておりますので、多少建設省の場合よりは、事情が複雑かと思いますが、処理の考え方は、全く同様であります。

○田中一君 大体、こうした公団等に出向するというよりも、転勤する職員の給与というものは、一応今まで数ある同種の機関の処遇から同じのものであらうということを予想しているわけなんです。今どういふことになっておりますか。われわれが今まで国会で政府から答弁を受けているのは、大体において一割五分程度のベース・アップと申しますか、待遇はよくして持っていくのだ、行ってもらうのだ、それから、かつては国家公務員のままでやっていた場合もありますが、最近では分離された資料の二十九ページにある、国家公務員等退職手当法施行令の一部改正で、大体同じになるのじゃないかと思うかと思うのです。で、法律第十七条で、職員は「公務に従事する職員

とみなす」ということになっておりますから、同等なものであるかと思うんです。権利としては、しかし従来の慣例からいって、常に一割五分程度のベース・アップはされるんだというように、われわれは了解しておるんですが、この公団の場合には、そういう点では、どういふ考え方に立っておるのか。これはだれに聞いていいんだか、長官は、そんなこまかいことおわかりにならないでしようから。

○政府委員(曾田忠君) お話のとおり、従来の公団等の例に従いまして給与をきめたい、こういうふうな考えております。

○田中一君 その公団に最初に就職する給与というものは、そういう今、曾田局長が言っているような答弁が——現状においては、実際上どうなんですか。何といつても、国家機関から向こうに転出した職員は、なるほどそのとおりで——そのとおりになると思っております。しかし、これはやはり同じように相当伸びがいいんです、いわゆる出世のものが直備したところの職員というものは足踏みをするというのが現状なんです。だから、常に政府機関関係の労働組合が、わざわざ騒ぐのはそれなんです。だから、国家公務員より一割五分待遇がいいんだというようないふ出で、必要な、また大事な、現在従事している職員というものを、そのまま横すべりさせようという考え方も、もう少し基本的な態度をびちとどめていくべきではないかと思うんです。そして、何があっても国家公務員——恩給、退職手当等は、これは今度の共済組合法によって統一されてお

りますけれども、——社会的な地位と申しますか、何か国家公務員優先という印象を国民に与えている現状から見ても、その点はやはり、今言っているのとおり、一割五分上げて持っていくべきというようなことだけで、私済のものじゃないと思うんです。で、どういふ形で持っていくか。出発しても、全然サボタージュも——国家公務員のはずですから、これはもうストライキはむろんできないでしようけれども、やはりトラブルは生じてくるわけなんです。それから、すっきりした形でもって態度をきめておいて、来る人は安心してくる、いやな人は来ないわけなんです。で、その点を、どうしても必要だからといって、河川局長あたりに、何というか、強く介入されると、本意ながら行かなくなるといふような印象を受けることも、これはその事業のために好ましいことじゃないんです。

その点は、どういう形で持っていくか。これは長官、ひとつ態度で——これに今度の場合には出合い丁場です。いわゆる国家公務員の各省の出合い丁場になるんで、その点の態度を明らかにしておいたほうがいいと思うんです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) お話のようには、各省の事業を引き継ぐことでもございまして、また、公団自身新しく採用する人も当然でございまして、愛知のほうは、先ほどのお話のように、愛知公団等とも技術と提携を持った方を入れていくということもありまして、各方面からの、いろいろな人事構成になっていくわけでありまして、これが一体となって、円満に運営をして、能率

的に仕事をしていくという場合には、御指摘のとおり、給与関係というものは非常に大きな問題だと思っております。公団はまだ発足いたしておりませんが、その点につきましては、公団発足と同時に、あるいは総裁等に対しては、私どもも十分な注意をいたしまして、そして、それらの受け入れ態勢等について、万遺憾なきように、そして現場に有能な技術者が得られるように進めて参りたい、こう思っております。

○田中一君 ここにある——まあ、今、長官から愛知用水公団の問題も出ましたけれども、愛知用水公団の中でも、水資源公団のほうに一緒にしたいという職員の動きもあるのです。これは、これは職員の動きですが、これはもう政府が考えている、こうした公団を作るための、作る必要とマッチしているわけなんです。

そういう希望があれば、それも喜んで吸収していくというふうな気持ちでいるのですか。これは農林省が——愛知用水公団は特別のものだけれども、監督権は農林省が持っているのです、どうです。

○説明員(富谷彰介君) 水資源公団のほうに採用するのは、私たちのほうじゃございせんんですが、推薦は私のほうで、公団の職員でそういう希望者がございまして、新しい水資源公団のほうの人員の計画その他と見合いますして推薦いたすつもりでございまして、どうです。

○田中一君 じゃ、ちょっとこの第二十条の二の三項をもう少し具体的に説明してもらえませんか。

○政府委員(曾田忠君) これは逐条説明に若干詳しく申し上げたつもりでござい

ざいますが、具体的に「国が有する権利及び義務」といいますものは、どういふものかと申し上げますと、工事中の、未完成の施設のほか、当該事業に使用されるか、または使用されるものと決定されております事務所とか、倉庫、車両、機械器具、まあそういうものの所有権とか、あるいは工事の請負契約、工事材料の購入契約等の法律関係、そういうものを考えておるわけにございまして、政令で除かれるものといまして、治水特別会計で、過去におきまして、地方団体の負担金の納付を地方債償還で行なっておりますが、そういうものはやはり公団に引き継ぐ意味がございせんので、それは治水特別会計にそのまま残す、そういうふうな意味でございまして。

○田中一君 じゃ、長官に。とりあえず三十七年度の公団の事業というものは、資料で拝見いたしました。大体利根水系、淀川水系に一応限ろうという考え方に集約されるのですか。その点はどうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 一応審議会等にもお諮りいたしましたのは、河川についてお諮りを申し上げたのであります。

したがって、われわれとしても、公団発足当時でございまして、そう手広く仕事はできないだろうと思っております。河川について、相当な広範な調査も必要でございまして、計画の策定も必要でございまして、まあ最初は、そうならざるを得ないのじゃないか、こう思っております。

これは明らかに成っておりますが、将来の計画を推定して、どれくらいになるか、どういふところがあつて、どのくらいの規模になるかということ、ひとつ概略でいいですから説明していただきたいと思ひます。図面が資料としてありますから、われわれは図面を見ながら伺ひますから……。

○田中一君 総経費。

○政府委員(山内一朗君) 矢木沢ダムにつきましては、総事業費といたしましては九十八億というふうに考へております。下久保ダムにつきましては百八十億。それから今後やるものにつきましては、現在調査中のごさいますので、はつきり総事業費の算定までは至っておりません。

○田中一君 あとは神戸ダムと、それから合口堰、それから震浦ですね。

○政府委員(山内一朗君) そうです。○説明員(富谷彰介君) 農林省のほうで現在やっておりますのは、この図面にございます印旛沼の事業、これが昭和二十一年に着工いたしました総事業費約百二十億円でございます。現在継続中でございます。それから計画いたしました合口堰、これは現在国として着工はいたしておりますが、調査を行なつておられるわけでございます。また調査の段階でございまして、事業費も非常に概算でございまして、約二百億円前後ではないかというふうな想定をいたしております。なお、淀川関係には特に農業用水の關係の事業はございせん。

○田中一君 そうすると、幹線水路はどういふことになりますか。どこがどういふ工合に……。

○政府委員(山内一朗君) 幹線水路につきましては、現在建設省で図面にございます第一幹線水路、これを調査をいたしております。

○田中一君 これは建設省ですね。

○政府委員(山内一朗君) 建設省で調査をいたしておりますが、これは何省の所管になるかにつきましては、今後審議会その他いろいろ基本計画等で決定されるべき問題じゃないかと考へております。もう一点は、印旛沼から千葉、江戸川のはうへ参ります下部導水路、これも調査をしております段階でございまして。

○田中一君 昭和放水路はどういうことに計画されておられるんです。

○政府委員(山内一朗君) 昭和放水路は利根川水系全般の治水計画の一環として計画はございまして、ただいまのところ何年度から着工するかというところはまだ未定でございまして。

○田中一君 小見川の堤防等も十年前から問題があつてまだそのまま解決されない。それにはやはり昭和放水路がどこのくらい早くできるかということによつてきまるんですが、現在、小見川關係の災害対策としてはもう十分なつておられるんですか。

○政府委員(山内一朗君) 建設省で調査をいたしておりますが、これは何省の所管になるかにつきましては、今後審議会その他いろいろ基本計画等で決定されるべき問題じゃないかと考へております。もう一点は、印旛沼から千葉、江戸川のはうへ参ります下部導水路、これも調査をしております段階でございまして。

○田中一君 昭和放水路はどういうことに計画されておられるんです。

○政府委員(山内一朗君) 昭和放水路は利根川水系全般の治水計画の一環として計画はございまして、ただいまのところ何年度から着工するかというところはまだ未定でございまして。

○田中一君 小見川の堤防等も十年前から問題があつてまだそのまま解決されない。それにはやはり昭和放水路がどこのくらい早くできるかということによつてきまるんですが、現在、小見川關係の災害対策としてはもう十分なつておられるんですか。

○政府委員(山内一朗君) 小見川の改修にもやはり昭和放水路は關係するところといたしまして御指摘のとおりでございますが、現在の計画におきまして堤防工事あるいは護岸施設等を現在施行中のごさいます。また小見川は完成というところまで至っておりません。なお、それをさらに完璧にいたしますためにはやはり昭和放水路が必要である、こういうこととございまして。

○田中一君 では淀川水系。

○政府委員(山内一朗君) 淀川水系の図面のうち、公団で来年度からやる分について申し上げますと、工事中、斜線の分でございまして、そのうちの高山ダムでございまして。なお、斜線でも

う一つ夫ヶ瀬ダムがございまして、これは承継しない予定でございまして。それからなお淀川の下流、大阪に近いところに長柄堰というのがございまして、このかさ上げを公団で来年度やるという予定でございまして。

なお、そのほかに高山ダムの上流のほうに宇陀川、青蓮寺というダムがございまして、これは将来公団でやつたらどうか、こういうふうな考へております。

○田中一君 農林省はこちはらにございせんか。

○説明員(富谷彰介君) ございませぬ。

○田中一君 先ほど田上委員も言つておられるように、ずいぶん施設の面と利用の面で争つたものですけれども、結局こうして集約されてみると、大したことはないんですね。農林省の現在やつておられるのは、干拓するなんというところはもうやめちゃうて、あはれ用水池にして水資源の保有池ということが性格上いいのじゃないかと思ふんです。終戦直後のああいふ姿で食糧問題から干拓云々ということが起きましたけれども、あそこを水をためておくことがどれだけのいいかということは考へられると思ふんです。

それから今伺つてみると、大体において建設省の仕事がそのまゝ来るといふことになるんですが、その他用水等の農林省が行なつておられる砂防堰堤なんかはそういう関連事業として含まれないんですか。

それからもう一つ、災害等が起こつた場合に、やはり築造されるダムの上流なり下流なり、あるいはどこかにそうした意味の災害を守るための国土保全の面からの施設等が、関連事業として行なわれるのじゃないかということが考へられますが、その点はどういう想定のものといるんですか。

○政府委員(山内一朗君) 砂防事業の点でございまして、これは公団法がございまして途中の段階におきましていろいろ問題になりまして、やはり関連するものは公団でやるようになるのじゃないか。ただ現在のところ具体的にはどの地方でやるというところは考へておりませんが、特に琵琶湖の開発等につきましてはそういう点を重視してやる、こういうこととございまして。

○田中一君 農林省……。

○説明員(富谷彰介君) 私どものほうでやっております治山關係のダムでございまして、これはここでは考へておりません。

○田中一君 どうも利水の面にのみ重点を置くというところは当然でありまして、少くとも水の利用を考へた場合、その水を守るといふことを考へなげなうと思ふのです。従来いかにダムを作つても長野県的美和ダムのように、作つて三年目に

はもはや三十年分の土砂が入つて、水源の確保というものはそれだけ減つてくるというふうな場合も考へられますと、ダムの上流の砂防というものは、この公団の事業というように割り切つたらどうなんですか。それが府県単独のものあれば補助事業もあれば、国の直轄するものあればまちまちなんです。ことにまた建設省なり農林省が相

○国務大臣(藤山愛一郎君) どこへも参りまして拝見さしていただきたいです。

○田中一君 そこでこれは山内局長、これはその水系、たとえば高山ダム、その奥へ行ったところに青蓮寺があり、宇陀川ダム等が予定されておりますが、これは全部やはり一水系、淀川水系という幹線じゃなくて、木津川の水系として、それも全部国土保全の仕事も、これは農林砂防も、建設砂防もありません、一つになって行なうといふような、両方で予算とってかまいません、仕事を向こうにまかすというよりな形でもつていくことはできませんか。ひどいものですよ。三重県などで山内君など知らなかったというけれども、五十メートルのところに建設砂防防壁が二つある。その真中にでんと農林省が堰堤を築く。何がために築かなければならぬのか。それも同じ設計のものを築く。これはちょっと天下の奇観です。すよ、ああいうところは。なるほどここにむだありというふうに感じたので、す。そして建設省所管の事業なのか、農林省の所管の事業なのかわからぬ。上流砂防の間に、はさまっておる。これはよく参事官知らなければ案内します。そういう形の審議会で、そういうような真剣な提案は検討さしてみたいということにしていただきたいです。これはとてもとても、建設省、農林省両方のやったのじゃ全然これは一緒にない。もう四十年来の問題点であつていまだに解決つかないのです。話し合いたしております。話し合いたしております。なるほど各局長あたりは話し合っているけれども、末端に行つたらたいへんです。何かというところ

自分の事業が減るから困る。だからどうしても人のために事業があるのだ。これはいけない。どうしても一水系一貫した国土保全というのを考え合わせながら、その見地から水の利用というものを考えるというのを考えていただきたい。山内君どうです、その点は。

○政府委員(山内一朗君) たびたび御指摘をいただきまして、先般も三重県の鈴鹿川水系の御指摘を受けました。その後農林省と話し合いをいたしまして、今後同様に、やはりさらに農林省と話し合いをいたしまして、昭和三年の閣議決定の線に沿ってやるべく努力をいたしますが、なるべく同じ一つの水系についてはやはり一つの省がやったらいいと思います。この点十分留意してやりたいと思います。

○説明員(富谷彰介君) 御趣旨はよくわかりました。

○田中一君 そこで木津川水系の高山ダムやるわけですから、今の局長、参事官の答弁どおりの方法で行なうという考え方の立案を審議会に諮って下さい。これは長官にお願いいたします。長官だっておわかりでしょう。一つの水系にばらばらに入っている困るし、府県が入っても困る。それは府県の負担であらうと国の負担であらうと、一貫して公団がやるのだというところは正しいと思う。それをひとつ長官、今度の審議会にそういう案件等も原案を作って諮ってもらえますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) よく両省の御意見を伺った上で、そういうむだのないようにひとつ審議会に諮ることにしたと思います。

○田中一君 両省の御意見はだめなんです。両省の御意見はだめだから今あなたにお願いしたい。経済企画庁総合開発局というのがあるから、あなた見ておらぬからそれしか言えないのであって、四月に見ていただいで、自信を持ってそういうことをしなければいけませんが、工事中にそこそ高山ダムは事故があるかもしれません。そういう例がたまたまあるのですから、考えて下さい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 十分ひとつ御趣旨に沿うようにいたします。

○内村清次君 経済企画庁が設置法を改めて水資源局を設けようとしておられますが、その機構はどういうふうな構成されていくか、また公団業務の關係はどう処理されていくか、この点につきまして御説明願いたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今こまかい点につきましては曾田局長から御説明申し上げます。これだけの仕事をやりますにつきましては、現在の開発局の仕事の中でやるわけには参りません。したがって今日までも、先ほどからいろいろ準備がないじやないかという御指摘がございました。私もそう思います。しかし実際においてなかなか現在仕事が進まないもので、今水資源局を新設いたしましたので、そして十分やりたいと思っております次第であります。内容につきましては局長から申し上げます。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。水資源局の機構をいたしましては、ただいま大臣がお話しいたしましたように、水資源開発関係の仕事とそれから現在調整局で行なっております水質保全、この二つの仕事を水資源局で行なうわけでありまして、水資源開発関係の所管をいたしましては、水資源課というものと管理課、これは主として公団の監督あるいは公団の監督の各省間の調整ということを行ないます。ただ水質関係につきましては、現在水質調査課と水質保全課とございまして、その二つの課を置くわけであり

ます。

○内村清次君 これは私たちがこの法案を審議いたしましたので、その内容の点からいたしまして企画庁のほうから口になる、こうされておりますならば、やはりこれを総合的に調整をしていくという見地から必要だ、こう私たちが思っております。たまたま最近臨時行政調査会ですか、調査会ができて、それで機構の大きな改革は見合せていくというふうな関係も流布されておりますけれども、これとの関係で今国会でこの法案提出されておりますが、これはどういふふうな結果になっておりますか。見通しの点について。

○政府委員(曾田忠君) 経済企画庁設置法改正が目下衆議院に出ておりますが、明日内閣の委員会でも御可決が願えるものと思っております。やがてこちらのほうに参ると思いますが、予算は最小限度のものを今度大蔵省からいただいております。

○内村清次君 それから水資源の開発基本計画、実施計画等の作成にあたりまして国土総合開発計画及び電源開発基本計画等の調整が必要だ、こう速記録にも載っております。当然なことで私たちは思っておりますけれども、国土総合開発計画とどういふふうな調整を今後なさっていくとされますか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。国土総合開発、特に全国開発計画が一番その柱となっておるものでございまして、その全国総合開発計画におきましては、それぞれ産業の発展の方向とか都市の発展の方向、それに関連いたします公共投資のあり方、あるいはそれに必要な工業用水とか、上水道用水とか水の用途別の事業、そういうものを総合いたしました計画を目的策定を急いでおるわけでございまして、今申し上げましたように、産業の発展とか、それに伴います水の需給といふものは、当然この水資源の開発基本計画に重大な影響があるわけでございまして、したがって水資源開発促進法にありましますように、両者の調整をはかりまして国土の総合開発計画を円滑に進めて参りたいというふうに考えておるわけでございまして、なほ、つけ加えて申し上げますと、全国総合開発計画といたしましては、そういうふうな全国的な規模で作るわけでございまして、他面、水資源開発基本計画は、この総合開発計画に基づきます事業の一つの具体的な実施計画と、そういうふうなわれわれも解釈しております。直ちにこの両者の調整が必要であるというふうに考えておるわけでございまして。

○内村清次君 これは昨年の基本法を審議します際に、この国土総合開発の問題は議題に供したわけですね。その際、これは二十五年以来その計画ができておらないというふうな状況は、大臣よく御存じのとおりですが、草案ができましたという答弁を聞いたわけですね。この草案というものは国土総合開発の計画に對しましては審議会があるのですけれども、そうやった審議会におかけになって、そうしてそれを審議会で認められたというふうな経緯がありますか、どうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 大へん国土総合開発計画の策定がおくれまして相済まなかったわけですが、昨年の七月に草案を作りまして、そしてそれに対しての広く世間の意見を聴取いたしております。四月の初めに審議会にかけてまして、そうして草案に対して意見のあるところもつけ加えて、そうして最終的基本計画を策定したい、というふうなことで三月三十一日までには各方面の御意見をまとめたわけでございまして、事務を進めております。大体できておるようございまして、それを進めて参ります。

○内村清次君 そうしますと、今回のこの公団法によりまして首都圏の整備計画というものが、先ほど利根川利水関係からいたしまして相当変わってきやしないかというふうな感じも受けるわけですが、この水資源の開発基本計画を策定されるにあたって、この首都圏の整備計画とどういふふうな調整がなされていくか、これは具体的な案ができておりますか、どうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) さしあたり水資源公団としては、いわゆる水不足と申しますか、水の供給を確保するといふ点が一番当面の問題でございまして、その点について十分な仕事をしたいというのがたまたまの目的でございまして、むろん将来、国土総合開発計画の内部における首都圏整備の開発関係から起こりますような水の問題等につきましては、今後首都圏の委員会のほうも、国土総合開発計画の中に

おいて、どういうように首都圏自体の拡大防止と申しますか、あるいは疎開と申しますか、そういうことも考えられるわけではございますので、そういうものと合わせて総合開発計画の中において、水資源の開発のどこに重点を置いていくかというようなことも、今後それらとあわせて考えていく問題になるかと思ひます。当面は現在の水不足を解消するというようなところに重点がございまして、特別な変更はないわけでございます。

○内村清次君 首都圏整備の委員長が来ていらっしゃいますね、どうですか、この首都圏の整備計画と今回の公団の基本計画というものが、事業継承後においてどういふふうに変更していくかという問題ですが、その点は首都圏整備委員会が御研究になりましたか、どうですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 首都圏整備計画は、御承知のとおり主として過度の人口集中を排除して、また既成市街地の混雑しておる住宅地域、商業地域等にありまして工場をできるだけ集約的に衛星工業都市に移したい、ということが一つの重要な目標でございます。すでに工業衛星都市は相当数指定をいたしまして育成中でございますが、これは水資源の必要な工場が特に生まれてくれば、水資源計画と一体になつていかなければならないと思ひますが、今のところでは私どもの見通しでは千葉の五井の衛星都市とか、東京と切り離された千葉側の開発というものとの関係した水資源問題が、一番大きな問題じゃないだろうか、こう思つております。その他の地域では、大体既成市街地にあります水にその関係の

ない工場が移つていっておりますから、直接の関係はないと思ひますが、千葉関係の衛星都市につきましては、水資源関係と今後緊密な連絡をとりまして万全を期していきたい、こう思つておるわけでございます。

○内村清次君 この点はまだ具体的に聞きたいと思つておつたのですが、時間の関係もありますからこの程度にいたしたいと思ひますが、これはやはり大臣、相当関係があるのです。ただ水の利用があるし、また必要とするところの工場が、今首都圏整備法の一部改正その他で、幾らか建設されない状況におかれる関係もあるであらうまいやうが、やはりこれは相当関係が深いと思ひますね。この点は首都圏整備委員会が一応やはり御検討される必要があるだらうと私は思つておりますが、この点はひとつ大臣のほうで考慮していただきたいと思ひます。

次に、この公団法の改正法の事業の承継の第二十條の二のところに、「建設大臣が河川法にいう河川に関する工事として行なつてゐる事業又は国が土地改良事業」とこううたつてあるのです。この土地改良事業というものは、今、公団法や促進法を見ましても、今回新たに追加されたのかどうか。まあこの基本法を御制定になるときに、当然こういつた土地改良事業というものを想定されておつたのかどうか。この点は基本法の一体何条にこれが該当しておるのか、その点ひとつお示し願ひたいと思ひます。

○説明員(富谷彰介君) ここに書きました土地改良事業と申しますのは、法律の言葉で、土地改良法に基づきます事業、すなわち灌漑排水事業、開拓事業、干拓事業も入るわけでございます。したがつてここで考えておりますことは、印旛沼の干拓事業の土地改良事業という中に含めまして、そうして書きましたようなわけでございます。本来の公団の仕事の中に、どこに入つておるかというお尋ねでございますけれども、これは公団法第十八條業務の第一号で水資源の利用のための施設というのがございまして、水資源の利用と申しますと、水を農業用に使うという場合の水路でございますとか、その他の施設が入るようになってゐるわけでございます。

○内村清次君 私がこの法律を見た関係におきましては、十八條の業務の項の二項ですね、二項の三号に該当するんじゃないですか、「水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事をなすこと」と。こういう点じゃないですか。

○説明員(富谷彰介君) 法律の解釈でございますので、私よりもむしろ企画庁のほうがよくかと思ひます。

○内村清次君 十八條の一のイの項は「ダム、河口堰、潮沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設」、施設関係の項目じゃないかと思ひます。が、どの項目でこの土地改良という項目が出てきたのですか。

○政府委員(曾田忠君) 今の十八條の第一項でございますが、ここにございしますようにダムその他とありますけれども、多目的用水路あるいは専用用水路、これに農業用水がからんでおります場合は、これらの事業は現在土地改良事業という関連の法律等で行なつて

おります事業でございます。当然その中に入つてくるものと考へております。それ以外に第二十條の事業の実施計画という条文がございまして、これの第二項に土地改良区のような字句も入つております。われわれとしましては、この公団がいわゆる土地改良事業を行なうということは、基本法で当然考へておつたのでございます。

○内村清次君 どうも少し不明確だけれども、この点は十分考へて作られたと思ふのでございます。そうすると、事業の実施方針や基本計画というものはまだできておらないで、内閣総理大臣が関係大臣と協議をして、そうしてそれを指定することが基本計画であるのですね、そうしてそれを実施方針に移す、主務大臣のほうで実施方針に移すというふうなことになるんでないか、これはならないのですか、私は土地改良事業というものは、どういふ部分を公団にやらせるかという、この点がまだちょっと不審に思つておるわけでございます。この点明確にして、ただ印旛沼とはつきり農林省のほうで印旛沼を公団にやらせませう、こういふことだったならよくわかりますが、しかし、それが法律のどの条項に關係しておるかということが、まだちょっと今の局長の御答弁ではつきりせぬような感じがするのだけれども……。

○政府委員(曾田忠君) どういふ事業を公団でやりますかという問題でございますが、土地改良事業の例について申し上げますと、たとえばその事業が多目的事業であるか、あるいは専用事業であるかということが一つの基準になると思つております。専用事業とい

いますと、土地改良事業だけの事業だと、多目的といひますと、土地改良事業に關連しまして水が出る場合におきまして、その水が農業用水に限らず、たとえば工業用水とか上水道用水に使われる、そういうような観点で公団に実施させるべきであるかどうかということが、一応の基準になると思ひますけれども、公団の事業といたしまして特にあるいは大規模であるとか、あるいは緊急性があるというふうな場合におきましては、必ずしもこういう基準にとらわれることはないのじゃないかと思つておりますけれども、まだ先生のお話のように、基本的にはきまつておりませんので、具体的に基本計画ができません場合に、そういう点が明らかになるというふうな考へております。

○内村清次君 それから水資源開発公団法には、既設の公団にある恩給法等の特別というものがございませんが、これはどういふわけですか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。過去の、過去といひますか、当初にできました公団につきましては、公団法でそういう規定があるわけでございますが、これは別個の法律がございまして、その中にそれぞれ適用を受けておりますので、政令が出てゐるわけでございますが、その政令の中に今度は水公団の点について十分に考へております。

○内村清次君 そうすると、施行令の改正というものは、いつ行なわれましか。

○政府委員(曾田忠君) 先ほども申し上げました水資源開発公団法施行令案の粗案でございますが、これの二十九

ページの三項、四項、五項でございませう。三項が地方自治法施行令、これは地方公務員から公団に移る場合のものでありませう。四項は国家公務員等の退職手当法施行令の一部改正、これは退職手当の問題であります。それから第五項が国家公務員共済組合法施行令の一部改正、これは恩給関係と思ひますが、そういう政令で、今の考え方として、できるだけ三月末までに制定をいたしたいというふうに考えております。

○内村清次君 そうすると、阪神高速道路公団法には、地方公務員について通算規定というのが設けられてあったのですけれども、水資源の公団にはこの規定がないのですが、これもまた先ほど言われたように、施行令の改正と同時に通算規定というものを設けていくのだというお考えですか。あるいはまた、公団には地方公務員というものはもう御採用にならないというふうな考え方があるのですか、どうですか。

○政府委員(曾田忠君) 阪神高速道路公団法の内容をちょっと私知りませんが、この公団といたしましては、今申し上げました施行令の中の附則の第三項に、地方自治法施行令の一部を改正するという規定がございしますが、二十九ページの初めのほうですが、ここで地方公務員が公団の職員になる場合の経過規定を書いているわけでございます。

○内村清次君 確かですね、地方自治法施行令の中に恩給の問題、あるいはまた年限通算の問題というものがはっきり書いてありますね。その点は明確にしておいてもらねと安心できぬのですがね。

○政府委員(曾田忠君) 地方公務員から公団等に移る場合の経過規定は、地方自治法施行令にしかないと思ひまして、その規定の中に水資源開発公団法を加えたわけでございます。思ひますが、あるいは退職手当と、それから恩給全部が地方自治法の施行令に入っているのかも——ちょっとはっきり覚えておりませんので、後ほど調べましてお答え申し上げたいと思ひます。

○田上松衛君 公団法案の第九条の中に役員に関する事項があるわけですね。この九条で「総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する」ということになっております。さつき資料で出されました「総裁となるべき者の指定」ということでこれは表現しております。二月二十三日にこれを持定したわけでありませう。これは即任命ということですか、どうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 先般閣議でもってそう了解をいたしたわけでございます。したがってそれに基づいて任命されることにならうかと思ひます。

○田上松衛君 そうすると、二人の監事というのは指定も任命も、まだその段階に至っていないというふうな理解してよろしいのですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) そのとおりでございます。

○田上松衛君 二月二十三日の総裁となるべき者の指定をめぐりまして、巷間非常にうるさい話が伝えられておるわけですが、たぶん長官も御承知だろうと思ひますが、このことは率直に申し上げまして、大野伴睦自民党副総裁

は、他の人物を推薦して、すでにその話を総理のところにも伝えてあったのだ、にもかかわらず総理はじきじきにみづから電話をとって今ここに載っております。進藤武左衛門さんに電話をかけて、お前さんを指定するぞというところで了承を得てやった。その事のため大野副総裁は非常につむじを曲げてしまつて、このことが衆議院の十月解散説にまで発展してしまつておるといふような、こういう問題が言われておりますが、どうですか。その真相をお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この総裁の人選につきましては、各方面でいろいろ御推選もあり御意見もあつたわけでありませうが、私の手元において取りまとめまして、総理と相談の上で総理に御決定を願つたわけでありませう。その間、別段政治的問題はないと心得ております。

○田上松衛君 そうすると、この問題については、これを所管される藤山経済企画庁長官も、池田総裁と同意見であつたという工合に理解してよろしいですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私の手元に各方面からいろいろ御推選があつたことは事実でございます。それをそれぞれ企画庁長官としては意見を付けて、総理に御指定をお願い申し上げたわけでございます。そうして総理に御決定をいただいたわけでございます。

○田上松衛君 これはあまりにもこのうわさが強く伝わっているから、われわれもこれを打ち消すことのためにいいと思つて、他意あつて言うのじゃないのですから、善意にお受け取り願ひたいと思つたのです。事業の大部分に

ついであれば、幾らなんのかんのと言つたところで、建設省が、さつきからいろいろ議論されておりますようにしなければならぬわけで、こういううな人が総裁に就任されることについて、建設大臣は御満足であるかどうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も閣議の席におりまして、この人事を閣議了解の際に了解いたしました一人でございますから、満足はいたしておる次第でございます。

○委員長(大河原一孝君) 他に御質疑はございせんか——他に御質疑もないようでございますから、質疑は終了したものと認め、これより本案についての討論を行ないます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより本案についての採決をいたします。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案を原案どおり可決することに御賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原一孝君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成並びに自後の手続につきましては、委員長に御一任願ひます。

○委員長(大河原一孝君) 次に、連合委員会開会要求についてお諮りいたします。

ただいま法務委員会に付託になつております建物の区分所有等に関する法律案につきましては、本委員会にも重

大な関係があると思ひますので、連合審査会開会の申し入れをいたすことにいたしました。存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原一孝君) 御異議ないと認めます。それでは連合審査会の日時につきましては、委員長に御一任を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会